個人情報保護答申５７号

答　　申

第１　山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和５年２月１７日付け山口刑企第５８号で行った個人情報開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　公文書の開示請求

審査請求人は、２０２３年２月９日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成１３年山口県条例第４３号。以下「条例」という。）第１１条第１項の規定により、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する公文書（請求者本人の○○○○事件にかかるもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関の処分

実施機関は、令和５年２月１７日付けで、本件請求に係る公文書については条例第３７条第６項の規定により、同条例第３章の個人情報の開示の規定が適用されないため、個人情報開示請求の対象外として本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

３　審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、２０２３年２月２４日付けで行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づく審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

（省略）

３　実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第４　実施機関の説明要旨

１　事実の認否

（省略）

２　本件審査請求に対して棄却を求める理由

（１）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（例規通達）について

（省略）

（２）条例第３７条第６項の適用について

（省略）

３　実施機関としての意見

（省略）

第５　審査会の判断

１　本件対象個人情報について

実施機関は、本件対象個人情報について、条例第３７条第６項の規定により条例の第３章の規定は適用されないとして、これを却下とする処分を行っているが、以下において本件対象個人情報に対する条例の第３章の適用の可否について検討する。

２　条例第３７条第６項（適用除外）について

（１）適用除外の趣旨

条例第３７条第６項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、条例第３章及び第４章は適用しないこととしている。

その趣旨は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報を第３章及び第４章の適用除外としたのは、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからとされている。

（２）判断（本件対象個人情報に対する条例第３章の規定の適用の可否について）

実施機関は、本件請求内容について、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を示す情報に該当するものであり、条例第３７条第６項により、開示請求の規定が適用されないものと主張しており、以下、同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、○○○○○○○○○○○事件について分析・検証した記

録であるが、これを開示すると、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。したがって、本件対象保有個人情報は、条例第３７条第６項により適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であると認められる。

３　結論

以上の理由により、第１に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第６　審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　月　日	経　　過
令和５年　５月１１日	実施機関から諮問を受けた
令和６年　５月２８日	事案の審議を行った
令和６年　７月１９日	事案の審議を行った。
令和６年　１０月２９日	事案の審議を行った。

（参考）

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏　　名	役　職　名	備　　考
井　竿　富　雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石　原　詠美子	弁護士	第二部会　部会長職務代理者
松　本　香代子	司法書士	

（令和６年１０月２９日現在）